

広島県告示第五百八十一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十年六月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 区域

江田島市

二 対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
平成二〇年七月二二日	午前一〇時三〇分～午後〇時 午後一時三〇分～午後三時	切串公民館 宮ノ原公民館
平成二〇年七月二三日	午前一〇時三〇分～午後三時	大須消防屯所
平成二〇年七月二四日	午前一〇時三〇分～午後〇時 午後一時三〇分～午後三時	津久茂出張所 江田島市役所江田島支所
平成二〇年七月二五日	午前一〇時三〇分～午後三時	江田島市役所江田島支所
平成二〇年七月二九日	午前一〇時三〇分～午後三時	呉農協三高支店
平成二〇年七月三〇日	午前一〇時三〇分～午後三時	中町公民館
平成二〇年七月三一日	午前一〇時三〇分～午後〇時 午後一時～午後三時	呉農協大君支店 呉農協大古支店

四 所在場所における定期検査（ひょう量1トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実施期日	実施場所
平成二〇年七月二二日～ 平成二〇年九月一九日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

社団法人 広島県計量協会